

改正案	現 行
<p>第13条 次の各号に掲げる基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値</p> <p>(2) 温度 45度以下</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下</p> <p>(4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,500ミリグラム以下</p> <p>(6) 浮遊物質 1リットルにつき1,500ミリグラム以下</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下</p> <p>(9) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良</p>	<p>第13条 次の各号に掲げる基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値</p> <p>(2) 温度 45度以下</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下</p> <p>(4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下</p> <p>(5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,500ミリグラム以下</p> <p>(6) 浮遊物質 1リットルにつき1,500ミリグラム以下</p> <p>(7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下</p> <p>(9) 磷^{りん}含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良</p>

改正案	現 行
<p>県生活環境保全条例(平成8年12月奈良県条例第8号)により、法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 前2条の規定は、市長が定める項目に係る汚水で、市長が定める量のものについては適用しない。</p>	<p>県生活環境保全条例(平成8年12月奈良県条例第8号)により、法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 前2条の規定は、市長が定める項目に係る汚水で、市長が定める量のものについては適用しない。</p>